

改正

平成28年8月4日規則第65号

令和4年2月28日規則第8号

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則をここに公布する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。）の規定に基づき、別に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 法第16条又は第34条第3項の規定による設置の届出（次項において「設置の届出」という。）は、幼保連携型認定こども園設置届出書（別記様式第1号）によるものとする。

2 設置の届出に係る省令第15条第1項の法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 市町村にあつては幼保連携型認定こども園の設置に関する条例、法第34条第1項の公私連携法人にあつては定款又は寄附行為、市町村との協定書の写し及び登記事項証明書
- (2) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は第10条各号のいずれかに該当することを証する書類
- (3) 幼保連携型認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (4) 教育保育概要
- (5) その他知事が必要と認める書類

(廃止等の届出)

第3条 法第16条の規定による届出は、廃止又は休止に係るものにあつては幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（別記様式第2号）によるものとし、設置者の変更に係るものにあつては

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（別記様式第3号）によるものとする。

（設置の認可の申請）

第4条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請（次項において「設置の認可の申請」という。）は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（別記様式第4号）によるものとする。

2 設置の認可の申請に係る省令第15条第1項の法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類は、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び第2条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

（廃止等の認可の申請）

第5条 法第17条第1項の規定による認可の申請は、廃止又は休止に係るものにあつては幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（別記様式第5号）によるものとし、設置者の変更に係るものにあつては幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（別記様式第6号）によるものとする。

（身分証明書）

第6条 法第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第7号）によるものとする。

（変更の届出）

第7条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による変更の届出は、幼保連携型認定こども園変更届出書（別記様式第8号）によるものとする。

（子育て支援事業）

第8条 条例第16条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育の需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- （2） 省令第2条第1号及び第2号に掲げる事業を週3日以上実施すること。
- （3） 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- （4） 研修等により子どもの教育及び保育に従事する者の子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性及び資質を向上させること。
- （5） 地域の子育てを支援するボランティア若しくは自治会その他の民間の非営利組織又は専門機関と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活用すること。

(外部搬入の要件)

第9条 条例第25条第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園の調理業務を受託する者については、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の質を確保することができ、及び調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (2) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行い、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (3) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(職員の資格)

第10条 条例附則第8項及び第10項の知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第2条第3項の保育所又は同条第6項の認定こども園において、保育業務に従事した経験が一定期間以上ある者であって、当該業務に従事する上で必要な知識、技術等を修得したと認められるもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者
- (3) 都道府県若しくは市町村（特別区を含む。）又は都道府県知事若しくは市町村長（特別区の区長を含む。）の指定した研修事業者が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の一部改正）

- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則（平成18年宮崎県規則第75号）の一部を次のよ

うに改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成28年8月4日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第2条関係）

(表)
幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
届出者 名 称
代表者職氏名

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条又は第34条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置する施設	目 的			
	名 称			
	所 在 地			
	設 置 者			
	経 営 の 責 任 者			
	開 設 の 時 期			
認定こども園の長となるべき者の氏名				
利 用 定 員		3歳未満児	3歳以上児	計
	保育を必要としない子ども			
	保育を必要とする子ども			
	計			
教育又は保育の目標 及 び 理 念				
教育又は保育のねらい 及び内容の概要				

(裏)

開 園 日 数			
開 園 時 間	平 日	土曜日	日・祝日
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
認定こども園が実施する子育て支援事業			

添付書類

- (1) 申請者が市町村にあつては幼保連携型認定こども園の設置に関する条例、公私連携法人にあつては定款又は寄附行為並びに市町村との協定書の写し及び登記事項証明書
- (2) 施設の配置図及び平面図
- (3) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
- (4) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第10条各号のいずれかに該当することを証する書類
- (5) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (6) 教育保育概要
- (7) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (8) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地

届出者 名 称

代表者職氏名

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
設 置 者	
経 営 の 責 任 者	
事 業 開 始 年 月 日	
廃 止（休 止）の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
財 産 の 処 分 （廃 止 の 場 合）	
廃 止 の 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間	

様式第3号（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地

届出者（変更前）名 称

代表者職氏名

所在地

届出者（変更後）名 称

代表者職氏名

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 者 名 等	変更前	目 的	
		名 称	
		所在地	
	変更後	目 的	
		名 称	
		所在地	
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
事 業 開 始 年 月 日			
変 更 予 定 年 月 日			
変 更 理 由			

添付書類

- (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他の設備の規模及び構造並びにその図面
- (2) 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

（表）

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 名 称
代表者職氏名

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置する施設	目 的			
	名 称			
	所 在 地			
	設 置 者			
	経 営 の 責 任 者			
	開 設 の 時 期			
認定こども園の長となるべき者の氏名				
利 用 定 員		3歳未満児	3歳以上児	計
	保育を必要としない子ども			
	保育を必要とする子ども			
	計			
教育又は保育の目標及び理念				
教育又は保育のねらい及び内容の概要				

(裏)

開園日数			
開園時間	平日	土曜日	日・祝日
	時分～時分	時分～時分	時分～時分
認定こども園が実施する子育て支援事業			

添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 施設の配置図及び平面図
- (4) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
- (5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第10条各号のいずれかに該当することを証する書類
- (6) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (7) 教育保育概要
- (8) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (9) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

様式第5号（第5条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 名 称
代表者職氏名

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
設 置 者	
経 営 の 責 任 者	
認 可 年 月 日	
廃 止（休 止）の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
財 産 の 処 分 （廃止の場合）	
廃 止 の 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間	

様式第6号（第5条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地

申請者（変更前）名 称

代表者職氏名

所在地

申請者（変更後）名 称

代表者職氏名

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 者 名 等	変更前	目 的	
		名 称	
		所在地	
	変更後	目 的	
		名 称	
		所在地	
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
認 可 年 月 日			
変 更 予 定 年 月 日			
変 更 理 由			

添付書類

- (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他の設備の規模及び構造並びにその図面
- (2) 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

（表）

身分証明書					
第	号	年	月	日	交付
所属					
職氏名					
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。					
宮崎県知事					印

（裏）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)
(報告の徴収)

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（縦5センチメートル、横9センチメートル）

様式第8号（第7条関係）

幼保連携型認定こども園変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
届出者 名称
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、変更事項について次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
設 置 者		
経 営 の 責 任 者		
認 定 子 ども 園 の 名 称		
事 業 開 始 又 は 認 可 年 月 日		
変 更 予 定 年 月 日		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		